

【重要】手続きは全員行ってください！

令和6年4月10日

新1年生保護者 各位

敬愛学園高等学校
校長 卯月 睦彦

令和6年度 高等学校等就学支援金「受給資格認定申請」について（ご案内）

高等学校等就学支援金について、令和6年度4月～6月分までの受給資格認定申請を下記の日程で受け付けますので、必ず期間内に申請をお願いいたします。申請は、文部科学省のオンラインシステム e-Shien に同封した「ログインID通知書」をもとにログインをし、①意向登録②受給認定申請を行ってください。申請の際には、マイナポータルを使用せずに個人番号を直接入力してください。（マイナポータルを使用するとシステムでエラーとなる事態が多発しているため）

また、申請を希望されない場合にも、e-Shien の①意向登録で申請をしない旨の登録をお願いいたします。

1. 申請・書類提出期限

令和6年4月19日(金)まで ※厳守※

【e-Shien ログインページ】 URL <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

- ※ 本校ホームページのトップページにある「就学支援金」バナーからも入れます。
- ※ e-Shien のログイン画面はセキュリティの関係上、検索エンジンでは検索できません。



2. 提出書類

- ・高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書(配付済)

※提出がお済みでない方は事務室に提出期限までにご提出ください。

3. 支給基準と算定基準式

対象世帯区分		支給額(月額)	
年収の目安	算定基準額の合計額 (保護者(親権者)全員分)		
0円～約590万円	154,500円未満	上限額	33,000円
約590万円～約910万円	154,500円以上 304,200円未満	基準額	9,900円
約910万円以上	304,200円以上	所得制限	対象外

※ 年収の目安は、4人家族世帯の概ねの目安です。

※ 海外赴任等により所得が確認できない場合は、基準額9,900円の支給となり、加算はありません。

算定基準式 市区町村民税の課税標準額×6%－市区町村民税の調整控除額(100円未満は切捨て)

(政令指定都市の場合は「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。)

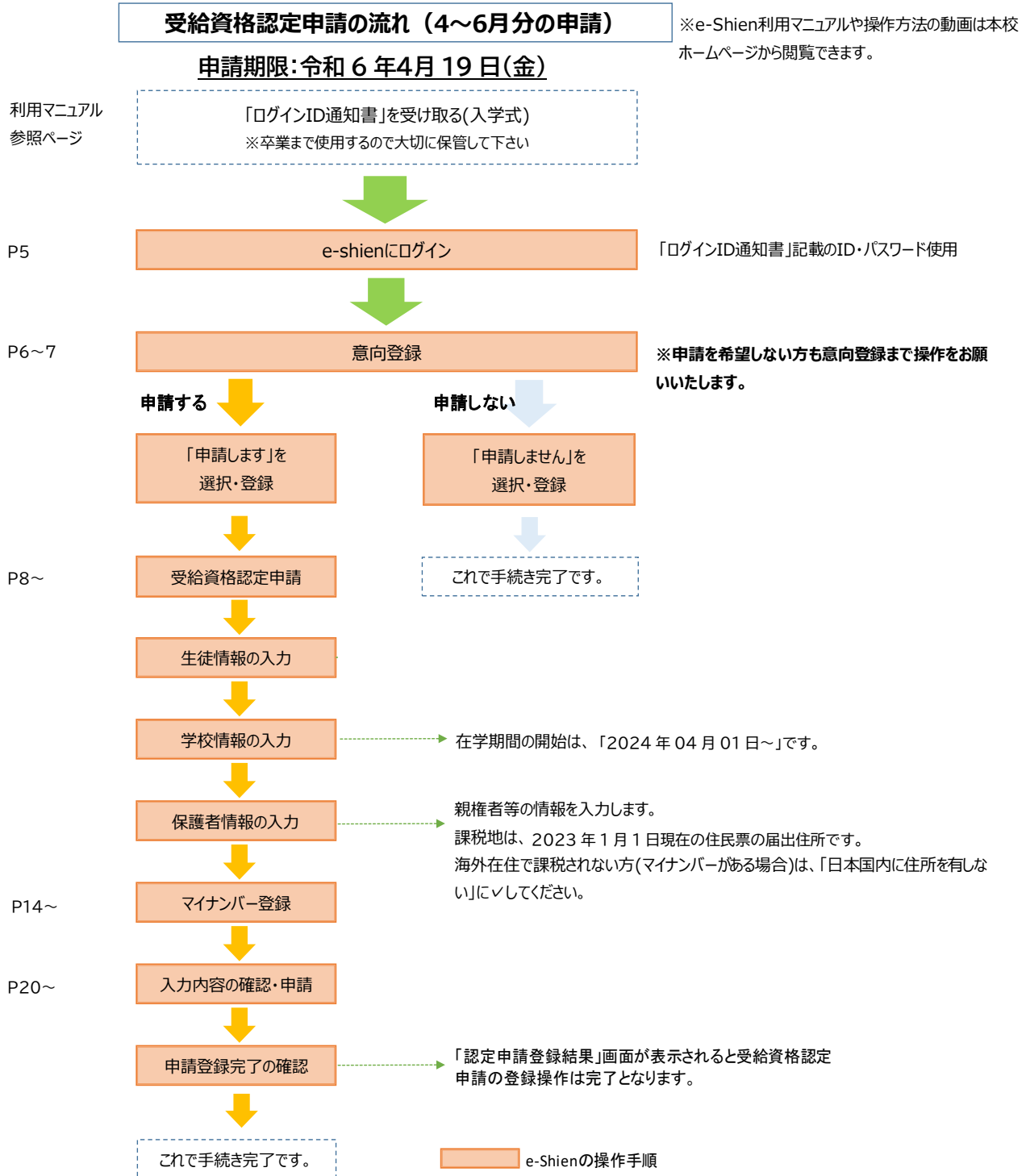
4. 注意事項

- ・手続きは全員が対象です。
- ・申請せず、後日、支給対象であることが判明しても、申請のあった月からの支給となり、遡及はできません。
- ・奨学生の方も必ず申請をしてください。(還付額については、本学園奨学生取扱規程に基づいた精算となります)
- ・今回の申請結果は、6月頃となる見込みです。還付につきましては、決定通知配布時にお知らせいたします。
(4～6月分の決定額を9月～11月の授業料等から差し引いて口座振替する予定です。)

5. 申請方法

【②e-Shien 利用マニュアル【新規申請】】 P5～P20までを操作していただきます。

e-Shien には本校ホームページ「就学支援金」バナーから入れます。



皆様よりご提出いただいたマイナンバー等の個人情報につきましては、適切に管理し定められた目的外には利用いたしません。

【お問い合わせ先】事務室 043-251-6361(代)